

第1章

環境基本計画の基本的事項

環境基本計画改定の背景、位置づけなど、伊丹市環境基本計画（第2次）の基本的な事項を明らかにします。



昆陽池航空写真

- 1 計画改定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象範囲
- 4 計画の主体
- 5 計画の期間
- 6 計画の全体構成

1 計画改定の背景

伊丹市（以下、「本市」という。）では、平成 15 年 3 月に市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、地球環境の保全に貢献することを目的とした「伊丹市環境基本条例」を制定し、環境の保全と創造を推進していくための基本理念などを定めました。平成 16 年 3 月には、この「環境基本条例」の基本理念に基づき、環境の保全と創造に関する施策や取組を総合的・計画的に示し、市民・事業者・市がそれぞれの役割に応じ、パートナーシップのもとに協働して取り組むための指針として、「伊丹市環境基本計画」を策定し、本市の環境の将来像「環境を守り、育て、伝えていくまち いたみ」の実現に向けて、さまざまな施策を実施してきました。

しかし、計画策定から 7 年が経過し、環境問題を取り巻く社会情勢は大きく変化してきました。近年、環境問題は地球温暖化問題をはじめとして、地域規模から地球規模まで年々複雑化・多様化するとともに、環境関連法令の整備、さまざまな主体による新たな取り組み等、社会の動向に変化が起きており、環境に対する市民の意識も変化しています。

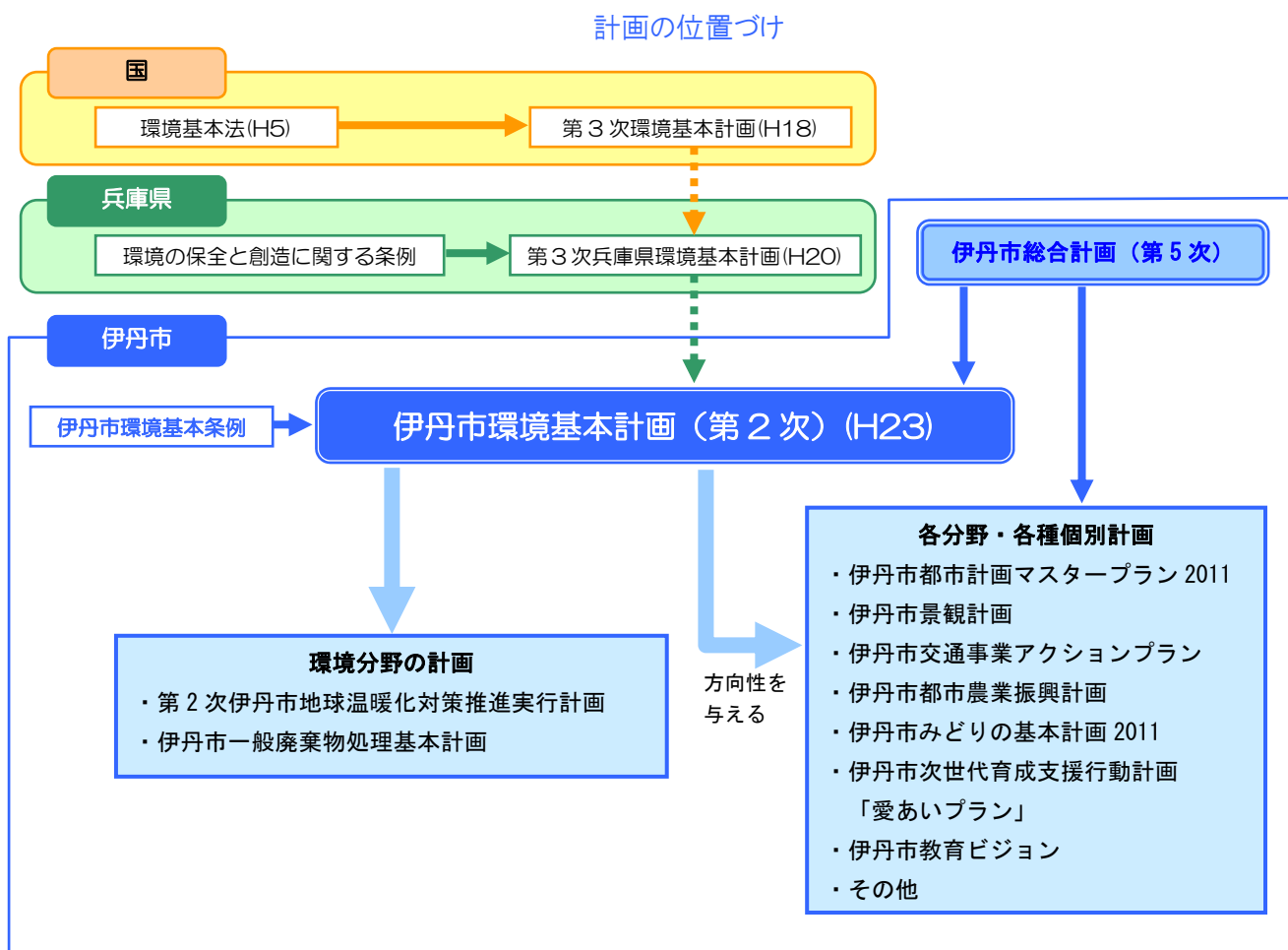
平成 23 年度よりスタートする「伊丹市総合計画（第 5 次）」の政策目標の一つである“環境が大切にされ暮らしやすさと調和したまち”の実現には、伊丹の市民・事業者・市が協働して取り組む課題を明確にし、それぞれの主体の役割分担と市民の目線に立った取り組みの推進が重要になってきます。

このような状況を踏まえ、新たな課題や情勢の変化に対応するため「伊丹市環境基本計画」を改定し、「伊丹市環境基本計画（第 2 次）（以下、「本計画」という。）」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

「伊丹市環境基本計画」は、伊丹市環境基本条例第 8 条の規定に基づき策定したものであり、「伊丹市総合計画（第 5 次）」の政策目標の一つである“環境が大切にされ暮らしやすさと調和したまち”の実現を目指して、長期的な視点から総合的・計画的に環境施策の具体的な取り組みを推進するための計画です。

また、本市が策定する環境に関する個別の計画については、本計画との整合を図ります。



3 計画の対象範囲

本計画の対象地域は、伊丹市全域とします。ただし、市域を越えて取り組む必要性がある課題については、国、県、周辺市との連携を視野に入れて進めていきます。

また、本計画における環境の範囲は、本市の環境特性を考慮し、身近な日常生活から地球環境問題を含む環境活動まで幅広く捉え、地球環境への配慮、循環型社会の実現、生活環境の保全、自然環境の創出・再生及び都市環境の整備に関する5つの分野を対象とするとともに、環境教育・学習や環境活動など、環境と関連を持つ分野を対象とします。

計画の対象とする範囲

区 分	対 象
地球環境	地球温暖化、省エネルギー・新エネルギー、オゾン層の破壊、酸性雨、水循環、環境教育、環境学習、環境活動 など
循環型社会	廃棄物、リサイクル など
生活環境	典型7公害、近隣公害、化学物質、不法投棄、環境美化 など
自然環境	河川、水辺、緑地、農地、動植物、生態系、生物多様性 など
都市環境	アメニティ、緑化、都市景観 など

4 計画の主体

本計画を推進する主体は、「市」、「市民」、「事業者」です。これら三者の協働の取り組みにより、計画を推進します。

各主体に求められる主な役割

主 体	主 な 役 割
市	施設整備等の事業や日常業務を行うにあたり、環境配慮に努めることはもとより、市民及び事業者が主体的に取り組む地域の環境活動を支援し、各主体間の協力を推進するとともに、地域の状況に応じた環境施策を積極的に推進します。
市民	市民一人ひとりが人と環境とのかかわりについて関心と理解を深め、日常生活の中での環境配慮を、できることから実践するとともに、環境活動に積極的に参加します。
事業者	事業活動において、法令に定められた事項を順守するほか、ごみの減量化、再生資源の積極的な利用、温室効果ガス排出量の削減など、環境への負荷の低減に努めるとともに、環境施策に積極的に参画します。

5 計画の期間

本計画の期間は、平成23年度を初年度とし、10年後の平成32年度を目標年度とします。ただし、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、原則として5年ごとに見直しを行うこととします。

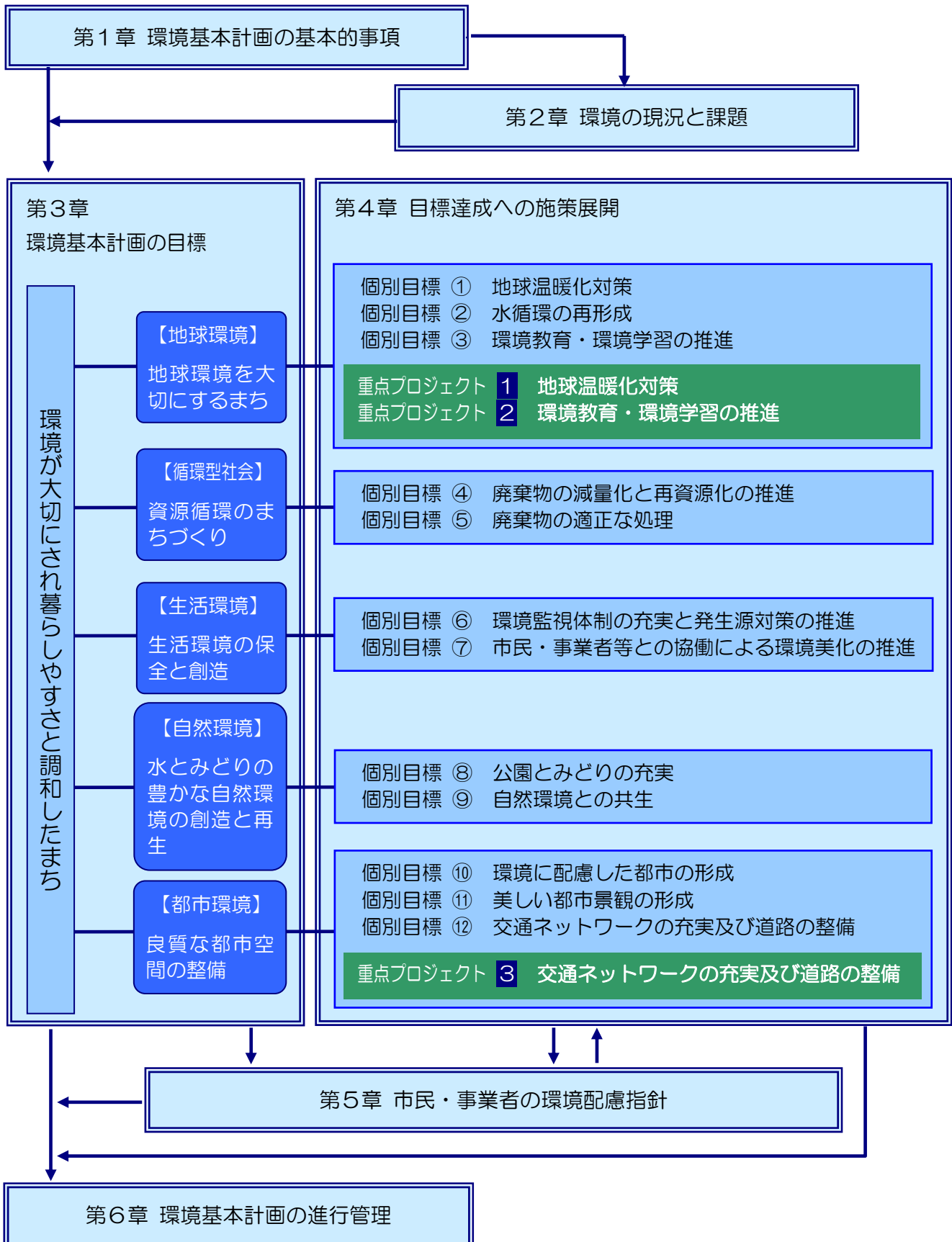


伊丹市マスコット ヒコまる



伊丹市マスコット たみまる

6 計画の全体構成



各章の概要

第1章 環境基本計画の基本的事項

計画改定の背景、位置づけなど、伊丹市環境基本計画（第2次）の基本的な事項を明らかにします。

第2章 環境の現況と課題

本市の環境の現状を把握し、関心を持つとともに、「地球環境」「循環型社会」「生活環境」「自然環境」「都市環境」の5つの分野の環境課題を明らかにして、環境への理解を深めます。

第3章 環境基本計画の目標

市民・事業者・市に共通する長期的な目標として、環境の将来像を掲げます。
その実現に向けて、計画の柱となる基本目標、及び、環境項目ごとの個別目標を設定します。

第4章 目標達成への施策展開

個別目標の達成のために市の取り組みを定めます。
さらに、市の環境をより良くする上で、他の施策より優先的・重点的に取り組むことが必要な施策について、個別目標の中から3つの具体的な取り組みを設定し、対策を示します。

第5章 市民・事業者の環境配慮指針

普段の生活や事業活動で環境に与える負荷を減らすために、一人ひとりが心がける環境行動を示します。

第6章 環境基本計画の進行管理

本計画の実効性を確保するために、計画の進行管理などの仕組みについて明らかにします。